

総合教育会議 意見対応一覧

参考資料 1

【12月25日】

発言者	項目	意見	対応	素案該当箇所	
1	出川委員	-	<p>児童福祉法が変わり、「子どもの意見を聴く」ということが必要になってくる。子ども達の意見を聴いて取り組んでいるということを念頭に入れて進めていく方針にすべき。</p>	<p>会議で教育長が答えているとおり、施策の中で子どもたちの意見を聴くことは重要である。また、子ども自ら意見をもって表現していくことは重要であり、新大綱の基本方針1を「主体的に考え行動する力を育む教育の推進」とした。</p>	<p>素案P 3～4 基本方針1</p>
2	大西市長	-	<p>改正児童福祉法は児童側に立ち、特に児童虐待については細かく規定されている。しつけを名目とした児童虐待の禁止が盛り込まれており、体罰との問題とも密接にリンクする問題ではないか。</p>	<p>児童虐待の防止については、現大綱においても基本方針4に「児童虐待への対応強化」、重点的取組1に「子どもの変化にいち早く気づき対応する学校の体制づくりや家庭と学校の連携体制等の強化」を掲げており、新しい大綱でも継続することとしている。また、重点的取組1に「体罰等の防止」を新たに追加することとした。</p>	<p>素案P 7 基本方針4 素案P 13～14 重点的取組1</p>
3	小屋松委員	重点的取組 1	<p>不登校児童生徒に関する事で、背景には様々な要因があり、学校・教職員のかかわり方に問題がないのかという視点を入れていただきたい。</p>	<p>基本方針2の「現状と課題」において、「不登校というだけで問題行動であると受けとられないよう児童・生徒の意思を十分尊重し、支援を行うことが必要」「学校復帰という結果のみ目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要」を明記。</p>	<p>素案P 5 基本方針2 「現状と課題」</p>
4	泉委員	重点的取組 1	<p>不登校が増えているのは、子どもの特性、家庭の状況から致し方なく、今後も増えていく。その場合、不登校の子どもへの学習機会の保障はとても大事。</p>	<p>基本方針2において、「不登校児に対する学習支援の充実」を新たに記載した。</p>	<p>素案P 5 基本方針2</p>

総合教育会議 意見対応一覧

参考資料 1

【12月25日】

発言者	項目	意見	対応	素案該当箇所
5 大西市長	重点的取組 1	不登校の問題は深刻で、要因分析が必要。フリースクールや保護者から現況を聞き、多様な支援の在り方がどうあるべきか考えるべき。	「フリースクール等との情報交換・連携」について重点的取組1に新たに追加。	素案P13～14 重点的取組1
6 出川委員	重点的取組 1	家庭環境の問題で不登校になっている場合は、学校が第一発見となる仕組みを作っていくことも必要。	会議の際に大西市長が答えているように、学校現場と福祉分野が密接に連携し、不登校を生む家庭環境を発見し適切な福祉部門につないでいくことは重要。また経済的な面から学習機会が失われるケースも少なくないことから、基本方針4に「家庭環境に左右されない学習機会の充実」を新たな項目として追加することとした。	素案P7 基本方針4
7 小屋松委員	重点的取組 2	子ども達の学ぶ意欲を高めるということを別の観点から見たときに、もっと効果的なキャリア教育ができないか。	重点的取組2に「民間企業等との連携によるキャリア教育の充実」を新たに追加。	素案P15 重点的取組2
8 小屋松委員	重点的取組 3	新学習指導要領をみると、教育現場は質的に多忙化している。本来の業務である教科指導に専念できる状況を作っていくためにも、教科担任制の導入を進めないで、現場教師の負担感は軽減できないのではないか。	教科担任制については、一部の小学校において交代授業として取り入れている。現行の教育大綱の重点的取組3においても「教職員の専門性や役割分担の明確化、多様な専門スタッフや地域人材の効果的活用」を掲げていたが、ご意見を踏まえ、「教科担任制の推進による質の高い教育と教員の負担軽減」を新たに追記。	素案P16～17 重点的取組3

総合教育会議 意見対応一覧

参考資料 1

【12月25日】

	発言者	項目	意見	対応	素案該当箇所
9	大西市長	重点的取組 3	学校だけでは子どもに専念する時間は取れない。地域でできる部分は、地域で担っていただくことで教育の質を高めることもできると理解してもらおう努力が必要かと思う。		
10	遠藤教育長	重点的取組 3	まちとの関係については、地域の方にもっと学校に入っただけでいただくことも必要。現実、人を増やすことは難しいので、時間のある高齢者や子どもに関心のある方に来ていただいて、子どもの話し相手になってもらう。あるいは授業中に教室から出て行った子どもを地域の方々が探しにいくというような地域との関係を築くことができれば変わってくる。	基本方針3の事業概要①「地域社会と連携した教育環境の整備」において、家庭や地域との連携による授業の実施や地域行事への参加を通して地域との交流・連携を深めることとしている。	素案P6 基本方針3
11	泉委員	重点的取組 4	交通事故発生件数がなかなか減らない。全体的に取り組んでいただきたい。対策をとっていてもなかなか効果が表れてこないのが現状である。どの部門と連携すればもっと効果が表れるかと考えていただきたい。	重点的取組4に「子どもたちが自ら危険を回避する力を身につけられる指導の実施」を新たに追加。たとえば、過去の事故や危険な箇所を生徒自身が調べ、そこから得た気づきを実際の自分の行動に反映していくことで、より安心・安全な体制作りができるのではないかと考えている。	素案P18 重点的取組4